

令和4年4月1日

オルタナプレイス八幡 虐待防止のための指針

株式会社オルタナウェイズ

1 虐待防止に関する基本的考え方

株式会社オルタナウェイズが運営する放課後等デイサービスでは、児童虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用児童生徒の人権を擁護、虐待の予防等の目的のために本指針を策定する。すべての職員は本指針に従って業務にあたり、事業所は各職員の虐待防止の意識を徹底するために研修を行う。

2 虐待防止検討委員会その他組織に関する事項

(1) 目的

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置する。

(2) 委員

委員長は管理者が務め、虐待防止責任者が委員となるほか、必要に応じてその他の支援職員を委員に加えることができる。

その他、利用児童生徒の保護者、事業所外の虐待防止に関する見識を有する者を委員とすることができる。

(3) 委員の責務

委員会の委員長及び委員は、目頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

(4) 委員会

年1回以上、委員長の招集により委員会を開催する。なお身体拘束適正化委員会等、相互に関連が深い場合には、委員会を一体的に開催することがある。

(5) 審議事項

- ①虐待防止に関する基本理念及び行動指針の周知等職員への啓発に関すること。
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤虐待が発生した場合の通報に関すること。
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本的方針

現任職員に対しては年1回以上研修を実施することとし、身体拘束適正化のための研修と一体的に実施することができるものとする。

新規採用職員については、採用時の研修で実施する。

研修の実施内容は紙面もしくは電磁的記録で保存する。

4 事業所内で発生した虐待の報告方法等のための方策に関する基本的方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに仙台市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が社員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所・施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (4) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関等に説明を行う。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は当社ホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

7 その他虐待防止の推進のために必要な事項

- (1) 虐待防止責任者は、各事業所における利用者・家族等からの虐待等に関する苦情を随時受け付け、社内の規定に則り対応するとともに、必要に応じて外部の相談窓口を紹介するなど解決を図るものとする。
- (2) 権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。
- (3) 年1回以上、労働環境を確認するためのストレスチェックを実施し、必要に応じて状況の改善を図る。

《 附則 》

この指針は、令和4年4月1日より施行する。